

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和二十二年東京都条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第九条を削る。

第十条中「前三条」を「前二条」に改め、同条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（提案理由）

社会経済状況に対応し、東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する必要がある。

改正案

現行

第一条から第八条まで（現行のとおり）

第一条から第八条まで（略）

第九条 島部に住所を有する都議会議員については、前二条に規定する費用弁償の額を支給するほか、東京都議会議事堂までの往復に要する船賃若しくは航空賃又は宿泊料の額を費用弁償として支給することができる。

第九条 都議会議員が招集に依りて会議、委員会（理事会を含む。）又は東京都議会会議規則（昭和三十一年九月二十一日議決）第二百二十六条に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場に出席したときは、費用弁償として一日につき次の各号に掲げる額を支給する。ただし、当該日について第七条又は前条の規定による費用弁償を受けるときは、この限りでない。

一 特別区又は東京都大島支庁、東京都三宅支庁、東京都八丈支庁若しくは東京都小笠原支庁の所管区域（以下「島部」という。）に住所を有する都議会議員 一万円

二 前号に掲げる都議会議員以外の都議会議員 一万二千元

第十条 島部に住所を有する都議会議員については、前三条に規定する費用弁償の額を支給するほか、東京都議会議事堂までの往復に要する船賃若しくは航空賃又は宿泊料の額を費用弁償として支給することができる。

第十条（現行のとおり）

第十一条（略）